

門真市路上喫煙の防止に関する条例についての解説

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について、市、市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的とする。

【解説】

第1条では、条例の目的を定めています。

路上喫煙の防止について、市、市民等の責務を明らかにするとともに、市民の安全で快適な生活環境の確保に資することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供し得る状態に製造されたもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (2) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が設置し、又は設置を許可した喫煙設備が設けられた場所を除く。）において、たばこを吸う行為及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させる行為をいう。
- (3) 道路等 道路、公園、広場その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

【解説】

第2条では、本条例で使用される用語のうち、明確にしておかなければならない用語について定義しています。第1項第1号のたばこについては、加熱式たばこも含んでいます。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する施策を実施しなければならない。

- 2 市は、路上喫煙の防止のため、市民等の意識の啓発に努めなければならない。

【解説】

第3条では、門真市の責務について定めています。

市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関して必要な施策を実施するとともに、市民等の意識の啓発に努めることとしています。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民等は、市の路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

【解説】

第4条では、市民等の責務について定めています。

市民等は、路上喫煙をしないよう努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならないこととしています。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙を禁止することが必要であると認める区域を、路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示し、標識の設置又は標示をするものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

【解説】

第5条では、路上喫煙禁止区域の指定について定めています。

路上喫煙を禁止する区域として、路上喫煙禁止区域を指定することができることとしています。

路上喫煙禁止区域を指定したときは、その区域を告示し、標識などを設置します。

路上喫煙禁止区域については、人通りの多い市内駅周辺の指定を予定しています。

(路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第6条 市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

【解説】

第6条では、路上喫煙禁止区域内における路上喫煙の禁止について定めています。

市民等は、路上喫煙禁止区域内では、路上喫煙をしてはならないこととしています。

ただし、市長が指定した喫煙場所やその場所を管理する権限を有する者が設置または設置を許可した喫煙設備が設けられた場所を除きます。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、路上喫煙の中止その他必要な措置を講ずることを指導又は勧告することができる。

【解説】

第7条では、路上喫煙をした者に対する指導及び勧告について定めています。

路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をした違反者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができることとしています。

(過料)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、1,000円の過料に処する。

【解説】

第8条では、路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をした違反者に対する過料について定めています。

路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をした違反者が正当な理由なく指導又は勧告に従わないときは、過料1,000円の処分を行います。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。